

やさしい中学公民 4-3 前半(p59~69)チェック問題 氏名

- (1) 全ての人が生まれながらにして持っている人間としての権利を[① 権]という。これは日本国憲法第11条の中で、「^{おか}侵すことのできない[②]として」国民に与えられている。
- (2) 日本国憲法では「^{そんちよう}個人として尊重されること」がもっとも大事とされている。ただしこれは[①]に反しない限り認められている。日本国憲法での人権は、次のように分類されている。国家権力の介入を拒否し、自由に活動する権利である[② 権]。差別されない権利である[③ 権]。国家から一定の救済を受けることが保障される権利である[④ 権]。国に対して人間らしい生活の保障を要求する権利である[⑤ 権]。主権者として国家の運営に参加することが保障される権利である[⑥ 権]である。
- (3) 自由権は、次の3つに分類できる。個人が自由にものを考え、^{しそつ しんこう}思想や信仰をもち、自分の意見を述べる自由である[① の自由]。正当な理由なしに、人間の身体が他者から拘束されない権利である[② の自由]。個人が住む場所を決めたり、^{しよくぎよう}職業を選んだり、自分の財産を利用したりする権利である[③ の自由]である。特に、自分のつきたい職業を選べるという[④ の自由]は第22条で保障されている。
- (4) 日本国憲法では^{びようどうけん}平等権が保障されているが、日本でもいまだに差別もある。アイヌの文化を守るために、1997年には[① 法]が、それに代わり2019年には[② 法]が制定された。また男女平等を実現するために、1985年には[③ 法]が、1999年には[④ 法]が制定された。
- (5) 個人の権利が侵されたとき、その救済を国などに求める権利を[① 権]という。法テラスなどにより[②]を受ける権利が保障されている。他にも、^{さいばん むざいはんけつ}裁判で無罪判決を受けた人が国に補償を求める権利である[③ 権]や、^{こうむいん ふほうこうい}公務員が不法行為を行ったことで損害を受けた場合に国に賠償を求める権利である[④ 権]などがある。また日本国憲法第16条では、^{ちほうこうきょうだんたい}国や地方公共団体に対してさまざまな要望をする権利である[⑤ 権]が規定されている。

(1)① ^{きほんてきじんけん} 基本的人権	(1)② ^{えいきゅう} 永久の権利	(2)① ^{こうきよう ふくし} 公共の福祉
(2)② ^{じゆうけん} 自由権	(2)③ ^{びようどうけん} 平等権	(2)④ ^{せいきゅうけん} 請求権
(2)⑤ ^{しゃかいけん} 社会権	(2)⑥ ^{さんせいけん} 参政権	(3)① ^{せいしん} 精神の自由
(3)② ^{しんたい} 身体の自由	(3)③ ^{けいざいかつどう} 経済活動の自由	(3)④ ^{しよくぎようせんたく} 職業選択の自由
(4)① ^{ぶんかしんこうほう} アイヌ文化振興法	(4)② ^{しざくすいしんほう} アイヌ施策推進法 (^{みんぞくしえんほう} アイヌ民族支援法)	(4)③ ^{だんじょこようきかいきんとうほう} 男女雇用機会均等法
(4)④ ^{だんじょきょうどうせんかくしゃかいきほんほう} 男女共同参画社会基本法	(5)① ^{せいきゅうけん} 請求権	(5)② ^{さいばん} 裁判
(5)③ ^{けいじほしょうせいきゅうけん} 刑事補償請求権	(5)④ ^{こつかばいしょうせいきゅうけん} 国家賠償請求権	(5)⑤ ^{せいがんけん} 請願権